

令和 5 年 10 月 16 日

## 掘り起こし・総ざらい等に関する JESCO の取組状況

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB 処理営業部

令和 4 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更により高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂に向け、事業終了準備期間においても処理を行うとともに、新規に発見された北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等については、大阪 PCB 処理事業所及び豊田 PCB 処理事業所で処理することとされた。このような情勢の変化を踏まえつつ、各事業エリアでは、関連する自治体や地方環境事務所等と連携して保管事業者への対応を実施し、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。

## 1. 変圧器・コンデンサー等に関する処理

## 1) 北九州事業エリアの状況

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等は、平成 30 年度末に計画的処理完了期限を迎え、その後に発見された処理対象物（以下「期限後物」という。）について、以下のような対応を行っている。
- 令和 4 年度に、環境省から以下のような対応方針が提示された。
  - ・九州沖縄エリア内の変圧器・コンデンサー等は大阪事業所、中国四国エリア内の変圧器・コンデンサー等は豊田事業所で処理する。
  - ・運搬距離が長距離となることから、合積みにより収集運搬料金の低減を図るべく、集中搬入期間を設ける（大阪事業所では令和 4 年 10 月～12 月、豊田事業所では令和 5 年 1 月～3 月）。
- これを受けて JESCO では、北九州事業エリア内の自治体や地方環境事務所と連携して保管事業者への対応を行い、令和 5 年 3 月末までに大阪及び豊田事業所に、419 件の保管事業者（変圧器 5 台、コンデンサー 718 台、廃 PCB 油 121 本、保管容器 75 台）の搬入を行った。このうち、大阪事業所への搬入は 149 件の保管事業者（変圧器 1 台、コンデンサー 231 台、廃 PCB 油 37 本、保管容器 36 台）、豊田事業所への搬入は 270 件の保管事業者（変圧器 4 台、コンデンサー 487 台、廃 PCB 油 84 本、保管容器 39 台）となった。
- 令和 4 年度の集中搬入期間が終了した時点（令和 5 年 3 月末）での未搬入は 5 件の保管事業者（コンデンサー 5 台、保管容器 3 台）であったが、現時点での未搬入は 4 件の保管事業者（コンデンサー 4 台、保管容器 3 台）となっており、いずれも 12 月までに搬入される予定である。
- 令和 5 年度の対応については、環境省から以下の方針が示され、JESCO で対応している。すなわち、再度、集中搬入期間を令和 5 年 11 月～12 月に設定して大阪

事業所で処理することとしており、JESCO では、その処理手続きを令和 5 年 8 月より再開している。また、当該集中搬入期間内での搬入を確実にを行うため、JESCO との処分委託契約の期限を令和 5 年 10 月末にすることとされた。登録再開から一か月間に北九州事業エリア内で 25 件の新規登録があり、引き続き自治体や地方環境事務所と連携して、期限内での処理手続き完了に向けて適正保管と情報の把握等を図っている。

## 2) 大阪事業エリアの状況

- 大阪事業エリアの変圧器・コンデンサー等は、令和 3 年度末に計画的処理完了期限を迎え、上記の北九州事業エリアの期限後物の処理と併せて、事業終了準備期間を活用した処理を進めている。
- 処理に手間のかかる廃 PCB 油を計画的に処理するとともに、令和 4 年 4 月以降は毎月 10 保管事業者程度（コンデンサー13 台程度）の新規発見が続いているが、その都度、自治体と連携して PCB 特措法の届出と JESCO への登録に速やかに誘導し、その後の契約締結・処理に繋げている。
- 令和 4 年 4 月以降に新規登録された保管事業者は、令和 5 年 9 月 20 日時点で 178 件（変圧器 2 台、コンデンサー230 台、廃 PCB 油 357 本、保管容器 4 台）、未搬入の保管事業者は 35 件（コンデンサー42 台、廃 PCB 油 11 本、保管容器 3 台）となっている。また、事業終了準備期間における代執行は 1 件（コンデンサー1 台）にとどまり、それ以外の処理手続難航者は発生していない状況である。
- 新規発見の低減に向け、各自治体において広報誌への掲載やホームページによる発信、業界団体への周知等が行われているが、令和 5 年度末での処理完了に向けて、環境省より示された具体的な契約締結等のスケジュール（JESCO との処分委託契約の期限：令和 5 年 12 月 28 日、大阪事業所への搬入期限：令和 6 年 1 月 31 日）の周知を図るとともに、関係機関との連携をより一層強化して対応していく。

## 3) 豊田、東京及び北海道の各事業エリアの状況

- 表記 3 事業エリアでは、共に令和 4 年度末に計画的処理完了期限を迎え、現在は事業終了準備期間を活用した処理を進めている。自治体や地方環境事務所に未搬入保管事業者等の情報を共有し、自治体の立入調査・指導への同行も行いながら、連携して対応している。
- 令和 5 年 4 月以降の事業終了準備期間に新規登録された保管事業者は、9 月 20 日時点で、豊田事業エリアでは 25 件（変圧器 1 台、コンデンサー40 台、廃 PCB 油 20 本、保管容器 5 台）、東京事業エリアでは 58 件（コンデンサー125 台、廃 PCB 油 25 本、保管容器 51 台）、北海道事業エリアでは 54 件（変圧器 4 台、コンデンサー91 台、保管容器 1 台）となっている。
- 令和 5 年 9 月 20 日時点で各事業所へ未搬入の保管事業者は、計画的処理完了期限までに登録され未搬入の保管事業者も併せると、豊田事業エリアでは 12 件（変

圧器 1 台、コンデンサー 30 台、廃 PCB 油 3 本、保管容器 1 台)、東京事業エリアでは 36 件 (コンデンサー 57 台、廃 PCB 油 1 本、保管容器 6 台)、北海道事業エリアでは 55 件 (変圧器 4 台、コンデンサー 88 台、廃 PCB 油 2 本) となっている。北海道事業所では、処理対象事業地域が広範囲によることから、保管事業者の減と保管場所の点在化により収集運搬事業者の集荷の調整に時間を要している。このことから北海道事業エリアでの未搬入量が他事業と比べて多い状況となっているが、総量は少なく、年内にはすべて搬入できる見込みである。

## 2. 安定器・汚染物等に関する処理

### 1) 北九州・大阪・豊田事業エリアの状況

- 表記エリアでは、令和 3 年度末に計画的処理完了期限を迎え、令和 4 年 6 月から北九州事業所で事業終了準備期間を活用した処理を進めている。
- 本年 4 月に開催された北九州市 PCB 処理監視会議において、環境省から以下の報告があった。すなわち、令和 4 及び 5 年度の 2 年間での処理対象量 1,196t に対して、令和 4 年度末にまでに既に 783t の処理が完了し、順調に契約締結等の手続きや処理が進んでいる。
- また、令和 5 年度末での処理完了に向けた以下の契約締結等のスケジュールが環境省から示された。JESCO としては、この方針に従って安定器・汚染物等の搬入・処理を引き続き着実に進めていく。
  - ・現時点で存在が確認されている廃棄物や今後早期に新規発見された廃棄物については、「処分委託契約期限：8 月末」、「搬入期限：10 月 15 日」とし、11 月末までの処理完了を着実に実施する。
  - ・上記スケジュールを基本としつつ、何らかの事情でやむを得ず当該スケジュールに間に合わない案件、具体的には 8 月末直前または 9 月以降に新規発見された案件や代執行案件等については、令和 6 年 3 月中旬の処理完了を最終期限とし、「処分委託契約期限：12 月末」、「搬入期限：1 月末」とする。

### 2) 北海道・東京事業エリアの状況

- 表記エリアでは、令和 4 年度末に処分期間を迎え、令和 5 年度末に計画的処理完了期限となる。また、令和 6 年度以降は事業終了準備期間を活用した処理を予定している。このような状況を踏まえつつ、自治体及び地方環境事務所と定期的な打ち合わせを通じて情報共有等を図り、掘り起こし・総ざらいの取組を強化している。
- 昨年度には各自治体の担当職員向けに、安定器に対する最終盤での掘り起こし調査の一助となるよう、照明器具のラベル情報や安定器の銘板情報により PCB 使用・不使用を判別するための最新の知見を提供するための「PCB 使用安定器の判別等に関する研修会」を地方環境事務所や自治体と連携して開催した。今年度もこうした取組を引き続き実施している。また、自治体からの相談に基づき、PCB 使用

安定器の掘り起こし調査への協力として、照明器具や安定器の写真による確認及び判定や現地調査等を実施している。

- JESCO では、北海道と東京の両営業課課員をそれぞれ併任として、変圧器・コンデンサー等への対処と合わせて一体的に保管事業者への対応ができるよう、体制を強化している。

### 3. 今後の対応

- 各事業エリアでの変圧器・コンデンサー等に関する処理手続難航者の状況は、豊田事業エリアでの1件（コンデンサー1台）のみとなっている。北九州、大阪、東京及び北海道事業エリアでは、現在のところ処理手続難航者はいない。
- また、北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等の処理に関する処理手続難航者についても、1件のみとなっている。北海道・東京事業エリアの安定器・汚染物等の処理については、処理手続難航者はいない状況である。
- 環境省からの処理継続要請の結果、北九州事業所、大阪事業所及び豊田事業所での処理は令和5年度末には終了することとされていることなども踏まえ、処理手続難航者への対応を含め、処理完遂に向け、より一層関係機関との連携を強化して取り組んでいく。
- また、JESCO では、本社営業部に各営業課の状況に応じて、柔軟に支援できる人員を令和4年4月から配置している。引き続き、PCB処理事業の終盤における体制を整備し、適切な確な営業業務を推進していく。

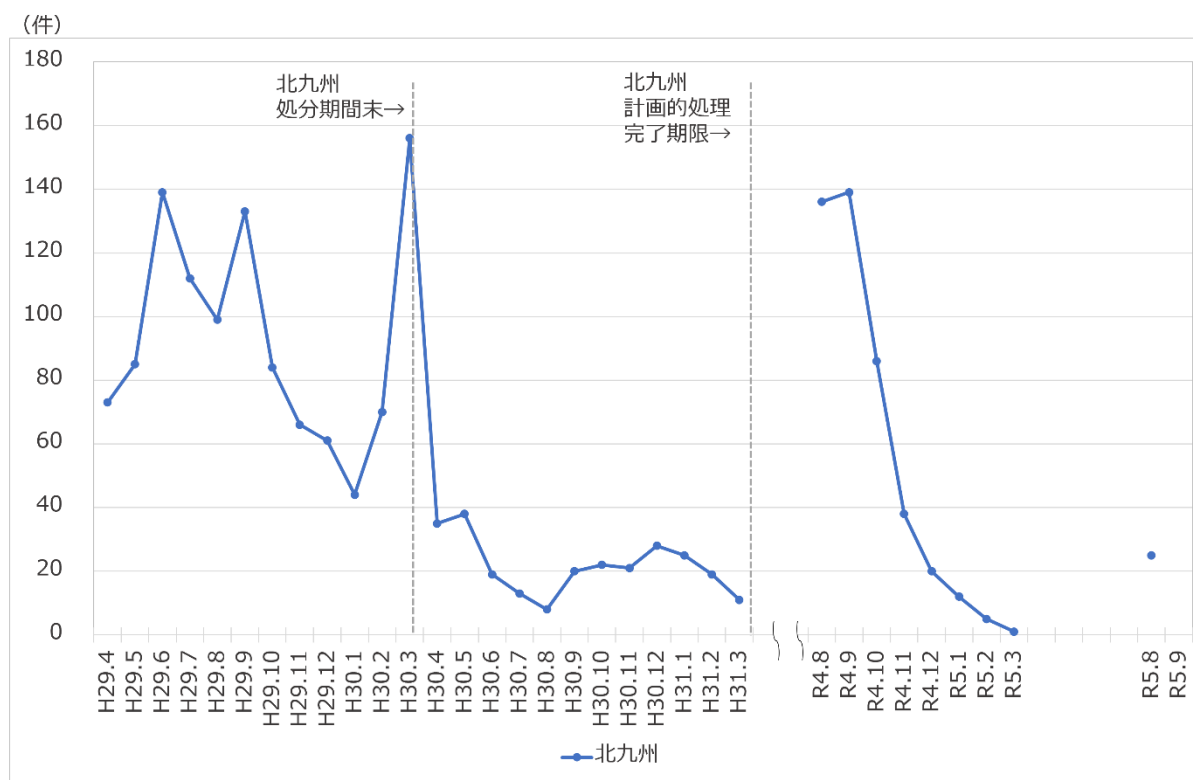
#### 【参考】新規登録事業場件数の推移

##### (1) 変圧器・コンデンサー等

- ・北九州事業エリアでは、大阪事業所及び豊田事業所での処理が決まるまでの間のJESCOで登録を受け付けていなかった期限後物について、令和4年8月から登録を再開しており、件数が一時的に増大した。両事業所での令和4年度の集中搬入期間終了後は、新規登録の受け付けを行っていなかったが、令和5年度の大阪事業所での集中搬入期間が環境省から8月に示された以降、新たな登録が再開されている。<図1>
- ・大阪、豊田、東京及び北海道事業エリアでは、令和4年度は比較的少ない件数であり、横ばい傾向で推移している。これら4事業エリア全体で事業終了準備期間に入った令和5年4月～8月の月平均件数は36件であり、令和4年度からの減少傾向が伺える。<図2>
- ・北九州事業エリアの期限後物は、令和5年3月までの期間で平均を取ると毎月8件程度（コンデンサー15台程度）であり、他のエリアの事業終了準備期間での新規登録の状況と同程度の水準となっている。

## (2) 安定器・汚染物等

- ・北九州・大阪・豊田事業エリアでは、令和4年1月以降はJESCOで登録を受け付けていなかったが、令和4年5月から登録を再開した。令和4年度後半からは、毎月100件弱程度の新規登録が続いていたが、令和5年7月は272件と増加した。これは、令和5年度での処理終了に向けたスケジュールとして、第一段階のJESCO登録の締め切りを7月末までとしていたため、駆け込み登録が発生したものと考えられる。〈図3〉
- ・北海道・東京事業エリアでは、令和2年4月以降は処分期間末に向けて緩やかな増大傾向となり、処分期間末直後の令和5年4月は、北九州・大阪・豊田事業エリアと同様に、件数が大幅に減少した。〈図3〉
- ・北九州・大阪・豊田事業エリアと北海道・東京事業エリアでは、処分期間末及び計画的処理完了期限の時期がそれぞれ2年異なるが、令和4年度末時点での安定器・汚染物等の累計の処理実績では、北九州事業所で10,024t、北海道事業所で9,662tとなっている。



注：H31.4～R4.5及びR5.4～7は、新規登録を受け付けていない。

図1 北九州事業エリア（変圧器・コンデンサー等）の新規登録事業場件数

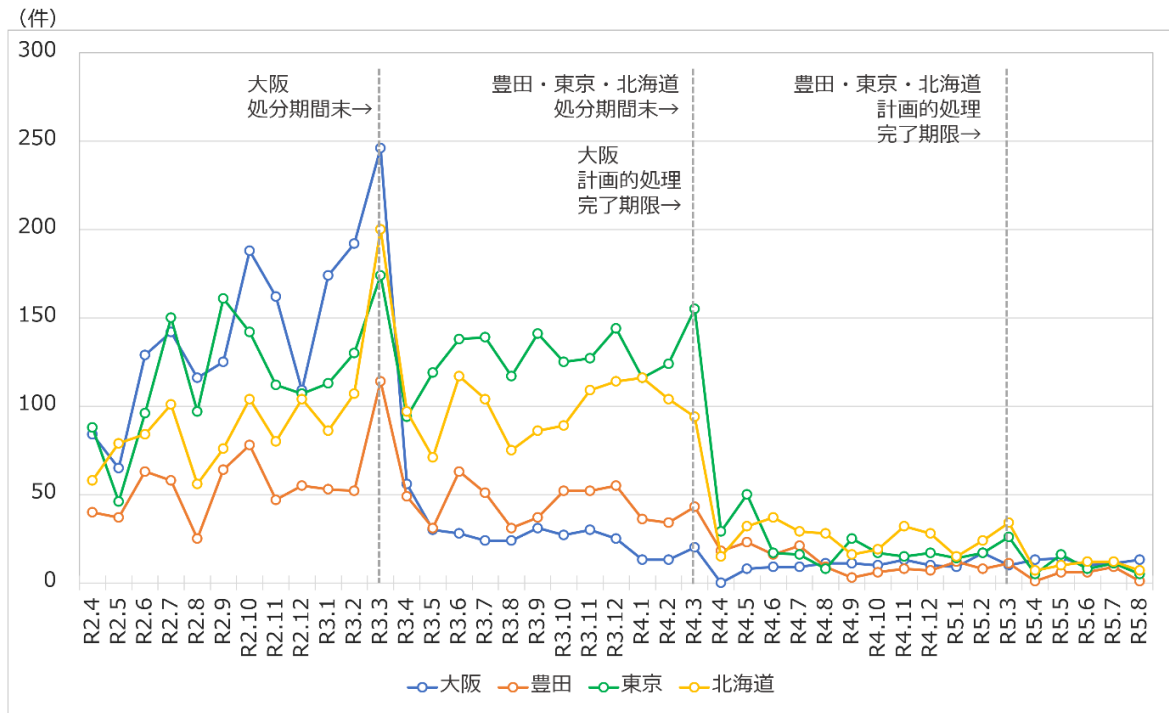
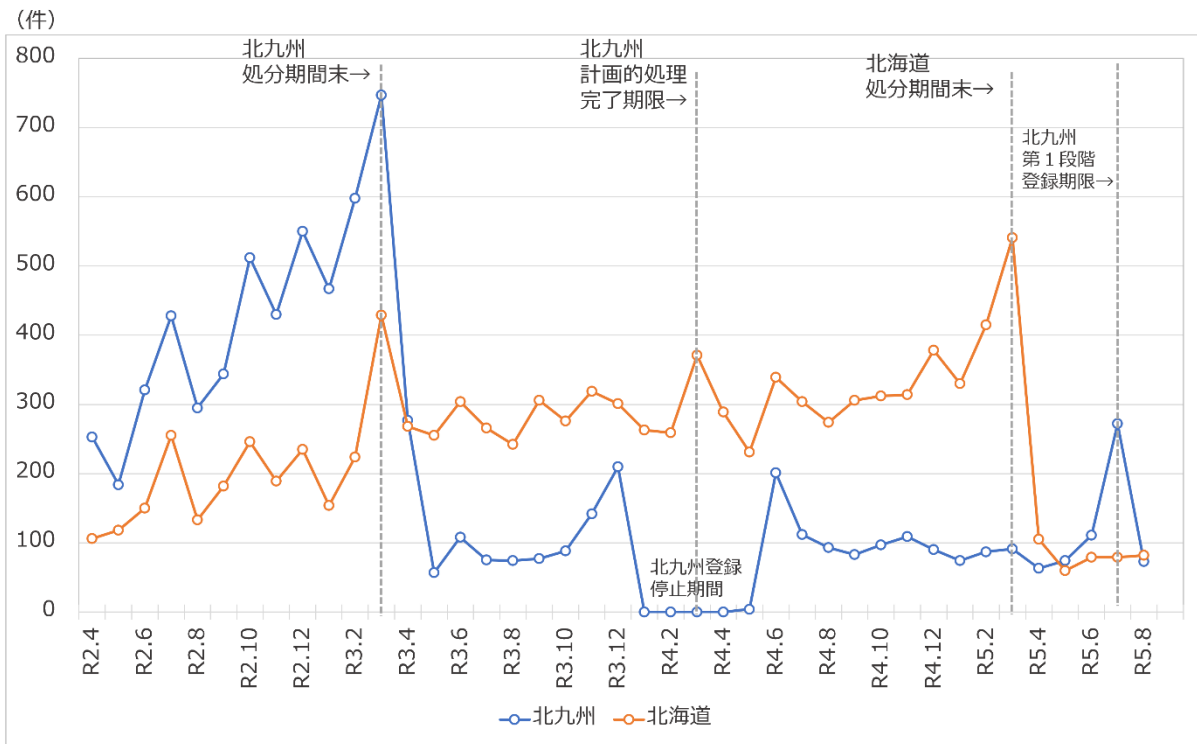


図2 大阪・豊田・東京・北海道事業エリアの  
新規登録事業場件数（変圧器・コンデンサー等）



北海道施設 処分期間末：R5.3 計画的処理完了期限：R6.3

注：北九州エリアではR4.1～R4.4.26は、新規登録を受け付けていない。その後、R4.5から登録を再開している。

図3 北九州・北海道両施設での新規登録事業場件数（安定器・汚染物等）